



♡ 子育てサポート企業を目指しませんか ♡

「認定取得企業支援事業」

説明会



妊娠・子育てをしながら安心して働くことのできる社会の実現に向け、国の子育てサポート子育て中の従業員が働きやすい環境づくりの費用を補助する事業の説明会を実施します。

日時

令和5年5月29日(月) 午後2時～午後4時

会場

産業会館 3F 大研修室

定員

60名(申込順)

申込期間

令和5年5月19日(金)まで

申込方法

電話 または Eメール(事業所名・所在地を記入)



対象事業	子育て中の従業員が働きやすい雇用環境を事業者が整備するために行う事業で、一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項)に掲げる目標達成のために必要な取組に対して、その経費の一部を補助します。
対象者	補助事業を市内で実施する事業主 ※市内に事業所を有すること・法人登記簿謄本等で確認できること
エントリーシート 受付期間	令和5年6月1日(木)から令和5年6月30日(金)まで ※補助金の申請を希望する場合、申請期間(第1期、第2期のいずれかを選択)及びアドバイザーの派遣希望の有無等を別添のエントリーシートに記入 第1期:7月3日(月)～7月31日(月) 第2期:8月14日(月)～9月15日(金)
補助率 補助金額	補助対象経費の1/2以内 1事業者につき100万円以内 ※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます ※補助金の額及び補助対象者の人数は予算の範囲内において決定します
補助事業 実施期間	令和5年度については、交付決定日から令和6年2月29日(木)まで ※実施報告書については、対象経費の支払い後速やかに提出してください

専門家アドバイザーによる相談(派遣を希望される場合)

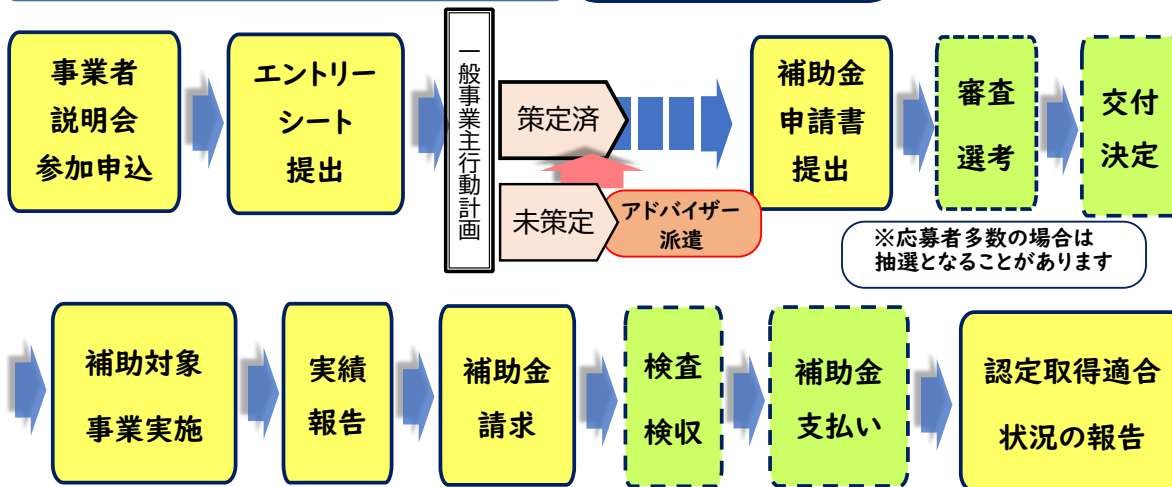
	対象とする事業所	事業所へのアドバイザー派遣期間	1事業所あたりの派遣回数	派遣先事業所数の上限
前期	令和5年度に補助事業の申請を予定している事業所	令和5年7月17日(月)～令和5年9月15日(金)	3回まで	20社
後期	次年度以降に一般事業主行動計画の目標達成に向けた取組を予定している事業所	令和5年9月16日(土)～令和6年3月29日(金)	3回まで	20社



手続きの流れ

申請者が行う手続き

市が行う手続き



補助対象経費



補助対象経費の区分	内容
人件費、諸謝金、備品費 (単価50万円以上の備品を除く)、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、 光熱水費、借料、会議費、 賃金、雑役務費及び 委託料 ※消費税相当額を除く	【労働者の育児休業等の取得を促進する取組】 ・育児休業等を取得する労働者の業務を代替する労働者の確保や代替業務に対応した賃金の支払いなど ・育児休業等の制度に関する周知(パンフレット等の作成)や制度の普及・啓発のための研修、セミナーの実施など ・育児休業取得者の職場復帰時の支援など 【労働者の子育てを支援する取組】 ・所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等制度の導入・周知(パンフレット等の作成)や制度の普及・啓発のための研修・セミナーの実施など ・労働者のための事業所内保育施設の設置・運営など ・労働者が利用した子育てサービスの費用の助成など ・労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための労働者の確保 ・「ノー残業デー」等の制度の導入、周知(パンフレット等の作成)所定外労働削減に向けた措置、職場内の意識啓発のための研修、セミナーの実施など ・在宅勤務やテレワーク等の制度の導入・維持のための機械及び器具等の購入やランニングコストの支払など ・年次有給休暇取得促進の取組など

<お申込・お問合せ先>

相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課

電話: 042-769-8238

Eメール: sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp



相模原市子育て応援
イメージキャラクター
「はなたん」

詳細は市ホームページをご覧ください。



相模原市 認定取得企業支援補助金

検索